

令和6年台風10号により被害を受けられた皆様へ

2024年9月2日
あさひ少額短期保険株式会社

保険契約に関する特別措置のお知らせ

令和6年台風10号により被害を受けられた皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。
弊社では下記の窓口におきまして、契約者の皆様からの問い合わせやご相談を承っております
のでご案内申し上げます。

災害救助法適用地域にお住まいのご契約者の皆様へ

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆様に次の特別措置
を講じます。

1：保険料払込猶予期間に関する特別措置

- ・お申し出により、一定の保険料払込猶予期間（最大3か月）を設ける措置を講じます。
（但し、口座振替やクレジットカード払いのお客様はお申し出の日によっては保険料が振替される
ことがあります）

2：保険金のお支払いに関して一部書類の簡素化を図る特別措置

- ・お申し出により保険金請求書類の一部を省略する措置を講じます。

なお、弊社の保険商品は地震や噴火・津波に起因する損害は対象外となっておりますが、地震や噴火・
津波に起因しない損害に関しては対象となる場合がございますのでお問合せください。

◎お問い合わせ先電話番号：06-7178-2222、050-3171-2055

（受付時間：10：00～18：00 年末年始、お盆を除く）

◎弊社ホームページのお問合せからも受け付けております。

●最新の災害救助法適用地域につきましては、下記内閣府のホームページでご確認ください。

[防災情報のページ - 内閣府 \(bousai.go.jp\)](https://www.bousai.go.jp/)

以上